

橿原市廃棄物減量等推進審議会議事録

会 議 名	令和 5 年度第一回橿原市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	令和 5 年 10 月 6 日（金） 午後 2：00～4：10（2 時間 10 分）
開催場所	クリーンセンターかしはら 3F 研修室
出席委員	川上委員、瀬渡委員、榊谷委員、米川委員、上田委員、平田委員、中村委員、高井委員、鶴田委員、広瀬委員、当麻委員、西籾委員 以上 12 名
欠席委員	なし 0 名
事 務 局	環境部：高橋部長、広瀬副部長、新田副部長 環境政策課：吉川（光）課長、西村課長補佐、梶井係長、吉村主査、中本主査 環境施設課：吉川（善）課長 収集業務課：新田副部長（課長兼務） 資源循環課：瀬尾課長、西尾課長補佐
次 第	1. 開会 2. 部長挨拶 3. 委員紹介 4. 会長及び副会長、職務代理の選出 5. 報告 ・ 令和 4 年度橿原市一般廃棄物処理事業報告 6. 審議 ・ 橿原市一般廃棄物処理基本計画の取組について 7. 確認 ・ 次回審議会の開催日程について 8. 閉会 （配布資料） 次第 【資料 1】 橿原市廃棄物減量等推進審議会委員名簿 【資料 2】 橿原市廃棄物減量等推進審議会関係法令 【資料 3】 令和 4 年度一般廃棄物処理事業（報告） 【資料 4】 橿原市一般廃棄物処理基本計画の取組について 【資料 5】 一時多量ごみ収集サービスの実施について
傍聴人数	0 名
担当部署 （事務局）	環境部 環境政策課 〒634-8586 奈良県橿原市八木町 1-1-18 TEL：0744-47-3511 ／ FAX：0744-24-9716 E-mail：kankyoseisaku@city.kashihara.nara.jp

次第１：開会

次第２：部長挨拶

環境部長より、開会にあたっての挨拶。

次第３：委員紹介

資料１の委員名簿の順に委員を紹介。その後、事務局職員を紹介。

次第４：会長及び副会長、職務代理の選出

「樫原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則」第２条の２第２項の規定に基づき、会長に川上委員を、副会長に榊谷委員を選出。また、同施行規則に基づき会長の指名により職務代理に米川委員を選出。

次第５：報告

○ 令和４年度樫原市一般廃棄物処理事業報告

資料３、４を用いて事務局より報告。

<以下、本議題における質疑内容>

（委員）

事業系一般廃棄物の排出量の増加理由はなにか。また、資源物処理事業において回収量は減少しているのに、売却益が増加している理由はなにか。

（事務局）

まず事業系一般廃棄物の排出量が増加している理由は、コロナ禍が落ち着いて経済活動が回復したことが考えられます。次に資源物処理事業において回収量は減少しているのに、売却益が増加している理由は、資源物の売却単価が上がったことによるものです。

（委員）

生ごみ減量化事業について、生ごみ処理機器の目標補助件数は。

（事務局）

目標の設定はしていません。予算の範囲内で補助しています。

(委員)

予算に対する補助の割合は。

(事務局)

予算全額を使い切っています。

(委員)

効果はどのように計っているか。

(事務局)

啓発の意味での補助金なので具体的な計測はしていません。

(委員)

総排出量の減少、1日一人あたりのごみ排出量の減少については高く評価する。一方でこどもへの環境教育については親にも波及するので有効であると考えるが、出前講座も見学者数とともに減少している。そこで提案だが、小学校3・4年生全員にクリーンセンターを見学してもらうことを検討してほしい。

(委員)

リサイクル率が減少しているがその理由は何か。

(事務局)

民間のリユース・リサイクルが活発になっているため、市が扱う資源物量が減少していくと予測されます。ただ雑がみの回収については伸びしろがあるため、リサイクル率を上げていくことができるのではないかと考えています。

(委員)

事業系一般廃棄物の増加については客足が戻ってきていることに起因している実感がある。食品リサイクルの計画値と実績値の乖離については、リサイクルに回すことや不要なものを買わないという啓発が必要であると感じる。

(委員)

事業系一般廃棄物が増加傾向とのことであるが、他市からの流入はないか。

(事務局)

搬入物検査を年間 20 件ほど行っていますが、他市ごみの流入は確認されておりません。またこちらの資料については橿原市内のごみのみを対象にしています。

(委員)

搬入物検査 20 件というのは少ないのではないかと

(事務局)

以前は他市ごみが多く搬入されていましたが、近年は違反行為が見当たらなくなっています。また先ほどの質問にあったように、ごみの量については、周辺自治体に比べて店舗数が多いため、本来他市で発生するごみが橿原市で発生していることが、ごみ量の多さの原因になっていると考えられます。リサイクル率については市で把握できない範囲でリサイクルされているものがあるので、事業活動が活発化するほど率は低下するものと考えます。家庭系のごみについては減少していることから市の事業に協力いただいている市民の皆様のご協力に感謝しています。

(委員)

総排出量の減少を考えると、家庭系一般廃棄物のうち可燃ごみ、特に生ごみは水分が多く含まれているため大きな比重を占めているものと考えられる。生ごみ減量の対策について考えはあるか。

(事務局)

可燃ごみは紙ごみ、プラスチックごみが多く、次いで生ごみとなっています。焼却炉を新たに動かすときにはエネルギーが必要ですが、ひとたび動き出すとごみのエネルギーを活用することにより追加の燃料は不要です。特にプラスチックごみは化石燃料からできているので多くのエネルギーを持っています。そのため現状では生ごみの水切りの必要はないですが、プラスチックを新たに分別することになると追加の燃料が必要になることが予想されます。

(委員)

人口減少に伴いごみの排出量も減少していくことが考えられるが、市民としてこの問題に関与していきたいと思う。市のごみ収集体制については不便を感じたことがない。

(委員)

廃棄物処理施設のための基金の創設について、その目的と計画は。

(事務局)

基金の目的は次期長期包括運営委託事業終了後の各施設の建て替え費用を確保するためのものです。計画としてはクリーンセンターかしはら、リサイクル館かしはら、浄化センターを一本化することを考えております。また、近隣との広域化等も視野に入れ検討してまいります。

次第6：審議

○ 樺原市一般廃棄物処理基本計画の取組について

資料5を用いて事務局より説明。

<以下、本議題における質疑内容>

(委員)

申請者の同意のもとで職員が家に立ち入ってごみを出してあげてほしい。

(事務局)

現状ではノウハウもなく、家を傷つけてしまう恐れがあるため難しいと考えております。今後の検討としたいと考えており、現時点では業者に頼んで家の外まで出していただく等の手段をとっていただく想定をしております。

(委員)

業者に頼むのでは市民サービスとは言えない。費用がかさむのは仕方がないが市民サービスとして家の中に立ち入ってごみを収集できるシステムを構築してほしい。

(委員)

このサービスは一般の市民でも利用できるのか。

(事務局)

利用できます。

(委員)

だとすれば一般の市民と高齢者・障がい者を分けて議論する必要があるかもしれない。また、代理申請は誰でもできるのか。

(事務局)

関係者であれば誰でも申請できる制度を考えています。利用代金としてもごみ量ではなく車両の大きさによる料金設定なので、どなたでも利用しやすい便利な制度であると考えております。

(委員)

利用代金について加算されることはないか。

(事務局)

使用車両に応じた料金設定であり、加算等がされることはありません。

(委員)

一時多量ごみ収集制度は以前に議論したリクエスト収集の延長の議論になるのか。リクエスト収集の再審議はしないのか。

(事務局)

一時多量ごみ収集制度は集積場まで搬出不能な方を救済する制度にもなりますし、ふれあい収集とは異なり、多量のごみを収集できることから収集効率が良いと考えられます。リクエスト収集とは異なった面から、お困りの方に対応させていただければと思います。

(委員)

この制度は住民の立場に立っていない。収集車両が近づける場所がない場合や、持ち出せない場合について考えがない。この制度は家の中のごみを持って出ることのできない人のためのものではないのか。制度自体はいいものだと思うが議論が充実していない。まずはやってみるという見切り発車はやめ、きちんと固めてから行っていただきたい。

(事務局)

指摘していただいた事項について市においてノウハウがなく、この制度を行っていくなか

で疑義が生じることもあると思います。まずはこの制度を開始し、ノウハウや知見を蓄積してから制度を改善させていただきたいと考えております。

(委員)

そのような見切り発車で行うことには反対である。運び出しを含めた制度にすべきである。

(事務局)

福祉部局とも十分に協議し、可能な限り調整していきたいと考えています。

(委員)

特別な運び出し支援が必要なレアケース対応を中心に捉えて、行政サービスを肥大化させることが正しいのか。このようなことまで行政サービスに要請することは合理性に欠けるのではないか。

(委員)

この制度は委員サイドから求めたものではなく市から提案されたものである。その提案に対して不十分ではないかという話をしているだけである。

(委員)

この制度そのものではなく、自分で持ち出すことができないような方をどうするかが問題となる。ふれあい収集は過去、家の中まで立ち入っていたこともあったがどうか。

(事務局)

ふれあい収集について過去には、靴脱ぎ場のあたりまで入って収集していたことはございます。家の中に入って収集することにより、「家の物が壊れた」や「物がなくなった」などのトラブルがあったことにより、中止せざるを得なくなった経緯があります。

この度、ご提案させていただいている一時多量ごみ収集制度は、福祉的な面だけではなく、一般市民全体にも向けたサービスです。通常の収集では、1回の収集で3点程度のごみを収集しており、衣替えや庭木の剪定など一時的に大量となるごみは、数回に分けて排出していただいております。この制度を利用いただくと有料ではありますが、そのような制限はなく一度にごみを処理できることになります。

(委員)

物がなくなる等の問題は承諾書の提出で事足りるのではないか。またクリーンセンターやリサイクル館に車でゴミを持ち込んだ際に、職員は車からの積み下ろしの手伝いをしようとししない。市民サービスを謳うならこの点も改善すべきではないか。

(事務局)

ふれあい収集においては、訪問の際に玄関まで急いで行くことになり危ない等のご意見も、ご利用の市民の方からいただいております、逐一承諾書を求めることは難しい状況です。積み下ろしの手伝いについては、職員が承諾なくトランクを開けたりすることをよく思わない方がいるので、車から降りていただいて、ゴミを廃棄する段階でお手伝いをさせていただく対応になっております。

(委員)

一時多量ゴミ収集を実施している他団体は家の中に立ち入ることはあるのか。

(事務局)

本市で過去に実施した調査によれば、28団体のうち、25団体は立ち入りしていません。

(委員)

立ち入りしている3団体について、どのように実施しているか調査していただきたい。

(委員)

市民のところへ行く車両は事前にわかっているのか。

(事務局)

聞き取りや写真等による説明であらかじめ判明しております。

(委員)

2往復するときに代金はどうなるのか。

(事務局)

2回分いただくことを考えています。

(委員)

申請フォームについてはインターネット上でできるものを考えているのか。

(事務局)

将来的にはそのようなものを考えています。

(委員)

当審議会においてこの制度を検討する機会は今後あるのか。

(事務局)

サービス開始前においては今回限りとなりますが、いただいたご意見を基に精査させていただきたいと考えております。

次第7：確認

○ 次回審議会の開催日程について

事務局より説明。

- ・次回については未定であり、改めて開催時期を連絡する。

次第8：閉会

会長の閉会宣言により、閉会。